

## 益田市商品開発・販路開拓等支援事業補助金交付要綱

令和3年7月12日  
益田市告示第266号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業振興を図ることを目的として、市内企業等が行う地域資源の活用による商品開発、販路開拓等に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付する益田市商品開発・販路開拓等支援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、益田市補助金等交付規則(平成9年益田市規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を置く法人又は個人事業者であって、市税の滞納がないものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は別表第1に、補助対象経費の費目及び当該費目ごとの内容は別表第2に掲げるとおりとする。

2 市長は、別表第1の補助対象経費の欄に掲げる経費のうち、第5条の規定による補助金の交付決定前に着手した事業に係るものについては、当該交付決定前の着手が適当と認められるものに限り、補助金の交付対象とする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、益田市商品開発・販路開拓等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請に係る事業計画の策定に際し、あらかじめ益田商工会議所、美濃商工会、公益財団法人しまね産業振興財団又は金融機関(以下これらを「支援機関」という。)の支援(以下「計画策定支援」という。)を受けなければならない。

3 申請者は、前項のほか、補助金に係る事業の目標の実現性を高めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の交付申請があったときは、当該交付申請に係る事業の内容について別表第3に掲げる審査基準に基づき審査を行い、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市商品開発・販路開拓等支援事業補助金交付決定等通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は補助事業を中止する場合には、益田市商品開発・販路開拓等支援事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、

この限りでない。

- (1) 補助金の額の減額
- (2) 補助対象経費の費目間の流用
- (3) その他補助事業の遂行に支障がない事業内容等の軽微な変更

2 前条の規定は、前項の規定による補助事業の変更等の承認申請に係る承認等の決定手続について準用する。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、益田市商品開発・販路開拓等支援事業実績報告書（様式第4号）により、市長に当該補助事業の実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するとともに、益田市商品開発・販路開拓等支援事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、益田市商品開発・販路開拓等支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(事業化努力等)

第10条 補助事業者は、当該補助事業に係る成果の事業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、当該補助事業に係る成果の事業化の当該年度ごとの状況について、翌年度の4月30日までに益田市商品開発・販路開拓等支援事業補助金事業化状況報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(支援機関との協力)

第11条 市は、第1条に定める本事業の目的の達成のため、支援機関との連携の構築に努めるとともに、第4条第2項の計画策定支援その他の協力を得るために必要な情報提供を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた補助金については、第10条の規定は、同日後もなおそ

の効力を有する。

別表第1（第3条関係）

| 事業区分         | 補助対象事業  | 補助対象経費   | 補助金の額   | 補助限度額        |
|--------------|---|--|---|--------------|
| 商品開発・改良等支援事業 | 次の各号のいずれかに該当する事業<br>(1) 地域資源を活用した商品等の開発<br>(2) 市内事業者間の連携による新たなサービス等の提供<br>(3) 商品パッケージ、デザイン等の改良<br>(4) その他本市の産業振興に資すると市長が認める取組 | 試作開発費<br>旅費<br>通信運搬費<br>委託料<br>使用料<br>出展料<br>広告宣伝費<br>その他市長が認める経費であって、事業に直接的に要するもの | 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、補助対象経費に対する国、県その他の機関からの補助、助成等（以下「その他助成」という。）を受ける場合は、補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額からその他助成の額を控除した額以内 | 1の事業者につき50万円 |
| 販路開拓・拡大支援事業  | 市内で生産又は加工された商品等の販路開拓のため、市外で開催される展示商談会等に新たに出席する事業。ただし、販売のみを主な目的とした事業を除く。   | 旅費<br>通信運搬費<br>使用料<br>出展料  | 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内  | 1の事業者につき10万円 |

備考

- 1 消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除く。
- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てる。

別表第2（第3条関係）

| 補助対象経費の費目 | 内容   |
|-----------|--|
| 試作開発費     | 商品の開発又は改良に必要な次に掲げる経費。ただし、実際に販売する商品を生産するための経費を除く。<br>(1) 原材料購入費<br>(2) 包装資材購入費<br>(3) その他前2号に類する商品の開発又は改良に必要な物品の購入費 |
| 委託料       | 事業を遂行する上で自ら実行することが困難な場合に、第三者に対して事業の一部を委託するために必要な次に掲げる費用<br>(1) 菌検査又は成分分析の検査費用<br>(2) 商品パッケージのデザイン費用                |

|       |  |
|-------|--|
|       | (3) その他前2号に類する委託に必要な費用   |
| 通信運搬費 | 商品開発・改良支援事業を実施する場合は、次に掲げる経費<br>(1) 試作開発に必要な原材料、包装資材等の調達に必要な送料<br>(2) 商談会又は展示会へ持ち込む展示装飾品等の輸送に必要な料                                     |
|       | 販路開拓・拡大支援事業を実施する場合は、商談会又は展示会へ持ち込む展示装飾品等の輸送に必要な送料   |
| 旅費    | 商品開発・改良支援事業を実施する場合は、次に掲げる経費<br>(1) 当該事業において開発又は改良する商品の試作開発に必要な移動費及び宿泊費<br>(2) 当該事業において開発又は改良した商品の販路開拓（商談会又は展示会等への出展を含む。）に必要な移動費及び宿泊費 |
|       | 販路開拓・拡大支援事業を実施する場合は、商談会又は展示会等の会場との往復に必要な移動費及び宿泊費   |
| 広告宣伝費 | 事業実施期間中の広報活動に係る次に掲げる経費<br>(1) 広告宣伝に係るデザインの委託料<br>(2) パンフレット、ポスター、チラシ等の作成費用<br>(3) その他前2号に類する広報活動に係る費用                                |
| 出展料   | 商談会又は展示会への参加に必要な出展料  |
| 使用料   | 商談会又は展示会への出展に必要な次に掲げる経費<br>(1) 会場使用料<br>(2) 電源使用料<br>(3) 備品使用料<br>(4) その他前各号に類する設備等の使用料  |

別表第3（第5条関係）

| 審査項目 | 審査基準                        |
|------|-----------------------------|
| 事業内容 | 事業計画が実現可能で、かつ、十分な熟度を有しているか。 |
| 支援体制 | 事業実施に向けた十分な支援体制が構築されているか    |

- 様式第 1 号 (第 4 条関係)
- 様式第 2 号 (第 5 条関係)
- 様式第 3 号 (第 6 条関係)
- 様式第 4 号 (第 7 条関係)
- 様式第 5 号 (第 8 条関係)
- 様式第 6 号 (第 9 条関係)
- 様式第 7 号 (第 1 0 条関係)